

## 【戸籍の証明が必要なとき】

戸籍に関する証明書が必要なときは、町民税務課の窓口で申請してください。

### ■申請できる方

金山町に本籍がある（あった）下記の方

- (1) 本人または配偶者
- (2) 直系親族（親、子、祖父母、孫など）

※第三者の方が請求する場合は、請求事由を明確にして請求下さい。（使用目的によっては、交付できない場合があります。）

### ■必要なもの

- (1) 請求者（代理人の場合は代理人）の本人確認ができる、顔写真入の公的証明書などをお持ち下さい。
- (2) 代理人の場合は、委任状が必要になります。
- (3) 印鑑

### ■手数料

戸籍謄本・抄本（全部事項証明書・個人事項証明書）・・・1通 450円

戸籍附票謄本・抄本・・・1通 400円

除籍・改製原戸籍謄本・抄本・・・1通 750円

## 【戸籍の届出】

### ■届出窓口

戸籍の届出は町民税務課窓口にお願いします。休日の届出は受付で届書をお預かりします。

### ■注意いただきたいこと

- ・届書の用紙は町民税務課の窓口にあります。出生届、死亡届は病院にもあります。
- ・出生届、死亡届など届出期間が定められている届出もありますので、ご注意ください。（届出期間の最終日が土日・祝日に当たる場合は、その翌日が期間満了日となります。）
- ・戸籍に関連して住所等の異動がある場合は、戸籍の届出とは別に住所異動などの届出も必要になります
- ・印鑑はスタンプのものは使用できません。

主な届出は次のとおりです。その他の届出につきましては、町民税務課にお問合せください。

### 1、出生届

#### ■届出期間

生まれた日から数えて14日以内

■届出人

父または母、同居者など

■届出場所

子の本籍地または届出人の所在地、出生地の市区町村役場

■必要なもの

- (1) 出生届書（出生証明書）
- (2) 印鑑（出生届の届出人となる方のもの）
- (3) 母子健康手帳
- (4) 国民健康保険証（加入者のみ）、またはその他の健康保険証

※子供の名前は、必ず常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名で正しく書いてください。

2、死亡届

■届出期間

死亡の事実を知った日から7日以内

■届出人

親族、同居者、家主、地主または家屋（土地の）管理人

■届出場所

死亡者の本籍地および所在地または届出人の所在地、死亡地の市区町村役場

■必要なもの

	持参するもの	亡くなられた方が下記に該当する場合
1	死亡届書（死亡診断書）	
2	印 鑑	死亡届の届出人となる方のもの
3	国民年金に関するもの	●20～60歳までの方 ・国民年金手帳 ●年金を受給されている方 ・国民年金証書
4	健康保険に関するもの	●国民健康保険に加入されている方 ・国民健康保険証 ・世帯主の口座番号（葬祭費の手続きのため） ●後期高齢者医療に該当されている方 ・後期高齢者医療証 ・喪主をつとめた方の口座番号（葬祭費の手続きのため）
5	介護保険証	該当の方のみ

6	火葬場使用料 ※金山町の火葬場使用の場合	住所が金山町にある方…15,000 円 金山町以外の方…40,000 円
7	印鑑登録証	印鑑登録している方のみ
8	身体障害者手帳	該当の方のみ

※届出後に埋火葬許可証等を交付します。

### 3、婚姻届

#### ■届出期間

届けた日に効力が生じます

#### ■届出人

夫になる人、妻になる人

#### ■届出場所

届出人いずれかの本籍地または所在地の市区町村役場

#### ■必要なもの

- (1) 婚姻届書
- (2) 印鑑（婚姻届書に押した届出人双方の印鑑をご持参下さい）
- (3) 戸籍謄本（夫および妻）…各1通（本籍地の市区町村へ届出する場合は不要です）
- (4) 届出人の本人確認書類（運転免許証など官公署が発行した顔写真のある書類）
- (5) 国民健康保険証（氏が変更になる加入者）

※未成年者の場合は、父母の同意書が必要になります。

※届書の証人欄に、成年者2名の署名・押印が必ず必要です。

### 4、離婚届

#### ■届出期間

協議離婚の場合は、届けた日に効力が生じます。

裁判（調停）離婚の場合は、確定した日（調停の成立した日）を含めて10日以内に届出をして下さい。

#### ■届出人

夫及び妻 裁判（調停）離婚の場合は、訴えを起こした人

#### ■届出先

本籍地または所在地の市区町村役場

#### ■必要なもの

- (1) 離婚届書
  - (2) 印鑑（離婚届書に押した届出人双方の印鑑をご持参下さい）
- ※裁判（調停）離婚の場合は届出人一方の印鑑のみ。
- (3) 戸籍謄本… 1 通（本籍地の市区町村へ届出する場合は不要です）
  - (4) 裁判の謄本及び確定証明書（裁判離婚の場合）
  - (5) 調停調書の謄本（調停離婚の場合）
  - (6) 国民健康保険証（氏が変更になる加入者）

※未成年の子がいる場合は、親権者を決める必要があります。

※離婚届の様式が平成 24 年 4 月から新しくなり、未成年の子がいる場合は、面会交流や養育費の分担などについても記入する欄が設けられています。

※届書の証人欄に、成年者 2 名の署名・押印が必ず必要です。（※裁判（調停）離婚の場合は不要です）

※届出の時点で、婚姻中の氏をそのまま称したい場合は、同時に「戸籍法 77 条の 2 の届出（離婚の際に称していた氏を称する届）」をして下さい。また、離婚の日から 3 ヶ月以内に届出することができます。

## 5、養子縁組届

### ■届出期間

届けた日に効力が生じます。

### ■届出人（届出義務者）

養親及び養子（15 歳未満の場合は法定代理人）

### ■届出先

養親もしくは養子の本籍地または届出人の所在地の市区町村役場

### ■必要なもの

- (1) 養子縁組届書
- (2) 印鑑（養子縁組届書に押した届出人双方の印鑑をご持参下さい）
- (3) 戸籍謄本（養親および養子）…各 1 通（本籍地の市区町村へ届出する場合は不要です）
- (4) 家庭裁判所の許可書の謄本

※未成年者を養子とする縁組届の場合です。ただし、自分または配偶者の子および直系卑属（孫など）を養子とする場合は不要です。

### (5) 同意書

※養親および養子に配偶者がある縁組届の場合です。ただし、配偶者とともに縁組をする場合は不要です。

- (6) 国民健康保険証（氏が変更になる加入者）